

令和 7 年

福岡県商品流通調査 記入手引

目 次

I	福岡県商品流通調査の概要	1
II	調査票記入上の注意事項	4
III	調査項目別の注意事項	4

☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
☆この調査票は、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

令和 8 年 9 月

福岡県総務部統計課

お 願 い

このたび、貴事業所が「福岡県商品流通調査」の対象事業所として選ばれ、調査をお願いすることになりました。

この調査でお尋ねするのは、貴事業所で生産した製品の生産額と製品の出荷先ごとの割合〔福岡県内か県外か輸出か等〕です。

お忙しいところお手を煩わすことになりますが、御回答をよろしくお願いいたします。

I 福岡県商品流通調査の概要

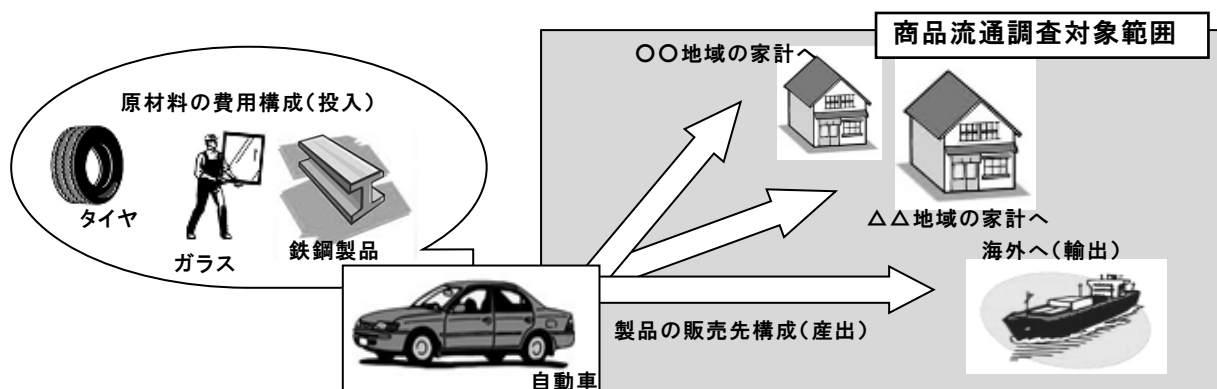
1. 調査の目的

商品流通調査は、通常、5年に一度（前回調査は、令和3年12月）実施し製造業の各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況を明らかにし、都道府県や政令市が作成する産業連関表^{*1}作成のための基礎資料とすることを目的とします。

※1：産業連関表

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産及び輸入された財・サービスがどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、このようにすべての産業において購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が生産された製品がどの地域で、また、どの業種で消費されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます（次頁参照）。

ー産業連関表の利用例ー

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。例えば、公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。
- 国民経済計算（GDP統計）の重要な基礎資料として利用されています。

財・サービスの流れや結びつきがわかる産業連関表

内生部門										外生部門															
需要部門（買い手）										中間需要					最終需要					(控除)	(控除)	地域 内 生 産 額			
										1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	3 製 造 業	計 A	家 計 外 消 費 支 出	消 費 費	固 定 資 本 形 成	在 庫 庫	輸 入 出	移 入 出	計 B	輸 入 C		移 入 D	A+B-C-D	
供給部門（売り手）										↓列	原材料 及び粗 付加 価値 の費用 構成 （投入）	生産物の販売先構成（産出）													
中 間 投 入	1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	3 製 造 業	計 E	→行																				
	〔供給される財・サービス〕																								
粗 付 加 価 値	家計外消費支出	雇用者所得	営業余剰	資本減耗引当	間接税	補助金	計 F																		
	(控除)																								
地域内生産額										E+F															

2. 調査の対象

別表「品目表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として約1,500事業所を選定し調査します。

この調査は、個々の事業所を対象としていますので、**貴事業所単体での内容を記入してください。**貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となり、他の事業所※²から受け入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず、そのまま※³出荷するものは調査の対象となりません。

※2：「他の事業所」には

関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※3：「そのまま」には、

検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。

【注】加工のみを行う事業所も調査の対象となります。

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。徴税、その他報告者の利害に関することを利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは絶対にありません。

3. 調査事項

調査事項は、「自工場生産額」、「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」及び「うち国内向出荷額（消費地別構成比）」です。

4. 調査票の提出期限、提出先及び問い合わせ先

調査票の提出は、令和8年9月30日までをお願いします。

この調査の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおりです。

また、問合せなどをさせていただく場合がありますので、調査票の控え等をお手元に保管していただきますようお願いします。

調査に関するお問合せ先

調査票の提出先（返信用封筒に印刷されています）

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県総務部統計課調査第五班（担当 松野）

電話 092-643-3185（直通）

E-mail keizai-keisan@pref.fukuoka.lg.jp

Ⅱ 調査票記入上の注意事項

1. 数字は全て「1, 2, 3, 」のように**算用数字**で明瞭に記入してください。
2. 金額で記入する項目については、**千円単位**で記入し、**単位未満は四捨五入**してください。
3. この調査票は、**令和7年**（1月1日～12月31日）の1年分について記入してください。ただし、この期間での記入が困難な場合には、会計年度などこの期間に最も近い1年間によって記入しても差し支えありません。
4. 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、恐れ入りますが本社等と連絡のうえ記入してください。

Ⅲ 調査項目別の注意事項

貴事業所で生産された製品について、調査票に印字されている「品目名」及び「品目コード」毎に、別表「品目表」の「品目例示」を参考にまとめて記入してください。

◆調査票に印字されている品目以外にも生産している製品がある場合

品目表の「品目例示」を参考に「品目」及び「品目コード」を空欄に追記してください。

◆調査票に印字されている品目を生産していない場合

「自工場生産額」に「0（ゼロ）」を記入するとともに、印字されている「品目」、「品目コード」に＝線を引いてください。

◆単純に一つの欄に記入できない場合（同一品目でも型違い等で区別している場合等）

同一の「品目」及び「品目コード」を用いて、一つは印字されている欄に、以降は追記してそれぞれの金額を記入してください。

また、いずれの項目も可能な限り、**数量×工場出荷価格**で計算してください。

なお、**工場出荷価格**で記入出来ない場合は、調査票右下の備考欄に、記入していた方法（例：内国消費税（**酒税等**）抜き等）を記入してください。

（参考：生産動態統計調査との違いは、生産動態統計調査は、消費税込み。当調査は原則消費税抜きとなっております。）

工場出荷価格

貴事業者が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。

<調査項目の説明>

以降の「◎」はその項目に含まれるもの、「×」はその項目に含まれないものとします。

1. 消費税の扱い〔101〕

記入した金額が、消費税「税抜き」か「税込み」を○で囲んでください。
原則「税抜き」で記入をお願いします。

2. 自工場生産額〔102〕（＝自工場生産数量×工場出荷価格（消費税を除く））

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。貴事業所内で消費したもの（下記「3. うち自工場消費額〔103〕」）も含めてください。輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含めないでください。

◎：他から受託して生産したもの（品目分類に賃加工品目がある品目に限ります）。

※賃加工品目でない賃加工品については、回答は不要です。

×：貴事業所が他に委託して生産させたもの（実際に生産した受託者の側で生産に計上しますので、ここには含めないでください）。

3. うち自工場消費額〔103〕（＝消費数量×工場出荷価格（消費税を除く））

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所内で生産している他製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

◎：自工場で生産し、出荷せずに自工場で生産している他製品の原材料となる中間製品

×：他工場から受入れた原材料や、他工場から購入した原材料

×：他工場に出荷した原材料

4. うち輸出向出荷額〔104〕（＝輸出数量×工場出荷価格（消費税を除く））

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

5. うち国内向出荷額〔105〕（＝出荷数量×工場出荷価格（消費税を除く））

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、国内向けに出荷したものを全て記入してください（貴事業所から出荷したもののうち、上記「4. うち輸出向出荷額〔104〕」を除いたもの）。

◎：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの（その場合は市価で換算して記入してください）。

6. 消費地別構成比〔201～204〕

上記「5. うち国内向出荷額〔105〕」の消費地別構成比を、合計が100.0%となるように百分率で小数点以下1桁まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費（出荷）されたか」について記入してください。卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費（出荷）先になります。

◆貴事業所の製品が「部分品・中間製品(次工程に組み込まれるもの)」の場合
：同製品を原材料として用いて、次工程の生産活動を行う地域を記入。

◆貴事業所の製品が「最終製品(それ以上加工されないもの)」の場合
：同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域を記入。

◆貴事業所が受託生産を行っている場合（品目分類に賃加工品目がある品目の場合）

①発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合

：発注事業所の所在する地域を記入。

②発注事業所は加工等を行わず、保管するのみで各地域の事業所へそのまま出荷（2頁※3参照）しているような場合

：各地域の事業所の所在する地域を記入。

※貴事業所で記入が困難な場合は、恐れ入りますが発注事業所に照会を行うなどして割合を記入してください。

◆流通業者・流通センター等に対して一括して納入している場合

：納入先へ最終消費地の照会を行うなどして、出来る限り地域ごとに記入してください。

どうしても地域別データが把握できない場合には、記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入してください。

都道府県別には不明だが、東北地域や関東地域など大きい地域区分であれば把握しているという場合には、各地域の「不明」欄に、また、一部の都道府県のみが不明な場合も、可能な限り都道府県別に記入し、残りを各地域の「不明」欄に記入してください。

7. その他

◆「問合せ先」は、記入事項についての確認など問合せの際に使用しますので、記入者の氏名、所属部署名、連絡先の記入をお願いします。

◆「備考」には、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。

また、工場出荷価格で記入出来ない場合は、記入していただいた方法（例：酒税抜き（内国消費税抜き）等）を記入してください。

よくあるご質問 (Q&A)

【記入方法について】

1	年度で記入してもいいか	令和7年1～12月の期間での記入が困難な場合は、決算期等記入しやすい期間で、令和7年の月を多く含む1年間の実績で記入をお願いします。 例えば、年度の記入の場合は、令和7年度を記入していただくことになります。（令和6年度は令和7年を3か月、令和7年度は9か月含むため）
2	品目が多くて1枚の調査票に入りきらない	追加の調査票をお送りします。もしくは今お持ちの調査票に線を引く欄を設けていただく等で、記入していただいても構いません。 また、県ホームページにも調査票の電子データを掲載しております。
3	「賃加工」品目と、「賃加工を除く」品目は、どう違うのか	「賃加工」品目とは、他の事業所から委託されて、かつ委託者から原材料や製品等の提供を受けて、貴事業所が賃加工した品目を指します。 それに対して、「賃加工を除く」品目とは、貴事業所が自ら原材料を調達して製造した品目を指します。 「賃加工」品目の場合は、数量×加工賃で算出し、「賃加工を除く」品目の場合は、数量×工場出荷価格（消費税を除く）で記入することとなります。
4	令和7年6月1日に事業所は移転し（県内）製造もその時から行っていない。	令和7年1月～5月までの実績の記入をお願いします。加えて、備考欄に「令和7年6月1日から事務所移転のため製造していない」等のご記入をお願いします。

【自工場生産額欄の記入について】

1	工場出荷価格とは何か	貴事業所において、他の事業者や販売店等へ製品を出荷する際の出荷価格（税抜き）を指します。（店頭価格ではありません）
2	実際に販売している訳ではないので価格が分からない	少量でも出荷している場合は、「出荷額」から「工場出荷価格（平均価格）」を求め、自社工場で消費された数量等を乗じて算出をお願いします。全く出荷していない場合は、市価で換算してご記入の上、備考欄にその旨の記載をお願いします。

【消費地域別の記入について】

1	最終消費地とは何か	貴事業所の製品が、別の工場等で、次の生産過程の一部に使用されたり、消費者にわたったりした場所のことです。 出荷先が集配センターや卸売会社等である場合は、必ずしもその所在地ではないことにご留意ください。
2	関連会社（福岡県内）に全ての製品を出荷しており、その後関連会社が他県へ出荷している場合の記入について	出荷先の関連会社で、さらに加工を行っている場合は、出荷先は福岡県となり、100.0%と記入することになります。 また、関連会社で加工を行わない場合は、関連会社の出荷先の場所になります。
3	出荷内訳を小数点以下第1位の精度までは出せない	算出が可能な範囲の精度でお願いします。例えば3割程度なら30.0%、15%程度なら15.0%と記入をお願いします。
4	配送センター等に一括納入しているため、その先の都道府県別の構成比の記入が難しい	可能な限り、配送センター等へのご相談の上ご記入をお願いします。 また、ご相談が難しい場合においては、ご担当の方の経験などを踏まえ、把握している範囲でのご回答でも結構ですので、可能な範囲でご記入をお願いします。

5	お菓子を製造している。直営店で販売したものと、他社に卸したものがあある。この場合の記入方法について	自工場生産額については、直営店で販売したものと、他社に卸したものの合計を記入していただくことになります。その際に直営店での販売額は、「自工場消費額」ではなく「国内向出荷額」の欄に記入をお願いします。 なお、直営店販売分は小売りのマージンを含んでいると考えられますので、店頭販売価格ではなく、販売数量に平均工場出荷価格をかけて求めた額としていただくようお願いします。 直営店での消費者への販売分は、消費地別構成比は「福岡県（又は所在地によって北九州市、福岡市）」に含むように記載をお願いします。
---	--	---